

昭和 41 年度 42 年度 43 年度 44 年度 会計監査報告書

明治大学学生会 会計監査委員会

委員長 痞本佐孝 *Saburo Iwai*

本学生大会に、会計監査委員会は以下の事を報告する。

本委員会は明治大学学生会監査規約に基き、学生団体一中萬々学博工道大を有団連とセミ連の会計を監査した結果以下の結論に達した。なほ監査目的は同規約第一条に定められた、会計監査委員会は明治大学学生会規約ならびに会計規約に基き、本会の一切の会計事務が合理的かつ効率的に処理されているか、否かを検討し、あわせて計算経費に基いてその計画を批判し、且つ学生会費予算の摘要を受けている本学学生会ならびに各学生団体に意見及び勧告を示すものとする。この会則の運営にあたり、明治大学学生会規約が遵守されているか、常に留意されなければならない。

一 昭和四十年度会計監査問題に關して、昭和四十年度は、存在した会計監査委員会が会計監査を行い、基本的にはあることを学生会中執に報告している事実がある。ただ定例学生大会がその後存在しなかつたので中執承認の段階に留まってしまった。従つて本来から本定例学生大会において同報告書を検討し承認を受けるべきであるが、学部に対する強制的強制ソク査によつて弱失してしまつたので、本会計監査委員会としては一応この事実を承認し監査対象年度から外した。

二 昭和四十一年度から昭和四十四年度までの会計監査について。

会計監査年度は全く会計監査の行われていない 41 年度、42 年度、43 年度、44 年度とした。なほこのことは 1 月 1 日の臨時学生大会にて中執提案として提出され承認されてもいるのである。

A 会計監査方法 在意点

会計監査方法は（規約）上は横面監査と異地監査の2つに分けて行われ

ることになつてゐるが、今回は特種な場合であり、監査期間もほとんどなかつたので、異地監査を行ななかつた。書面監査として計算書及びその証拠書類として領収書、出金伝票等を各団体に提出させて、それを厳密に監査した。

注意点

(1) 学生課に記載、保管されてある帳簿とその取引が合致しているかどうか調査した。

(2) 会計帳簿について会計計算の誤りがあるかどうか調べた。

B 問題点

(1) 領収書の内容に關して

学生会中執——ヘルメット、教対関係等斗争費がほとんどであつたが、学部学生会 より一層多くの学友の利益を保護することも忘れてはならない。

有団連———合宿に消す費用が多かつた。合宿は団体の大きさによつて（体育会） その費用を決るものと思われる。

(理科連) 又体育会については備 留が予算に織込まれていたが亦（応援団） 字断版は極力避けるべきである。

(9) 運営の中で問題となつた文選は、46年1月20日現在 未だ会計報告書及び監査額が提出されておらず、大会当日まで報告が全くなかつた場合は予算トクケツも止むをえないものと考へられる。ただし文選は新学館使用上協勤誠による強制ソク査のため、監査額提出ができない旨の報告もあり、この報告は学生自治の観点からやむをえないものとして考へられる。しかし今后は許されない。

(4) セミ連に關しては、文選間保金く会計報告がなされていないので、予算トク給もやむをえないものと考へる。しかし当日までにセミ連総会での報告がなされないならば考慮する余地はない。

ニ 商学部と文学部学生会の場合は、昭和 42 年全学執行部がほうか いしているため、本年度再建執行部はそれ以前の執行部の責を負わないもの判断し、41、42、43、44 年とも会監対象から外すした。又中執振替金は当然中執会計の監査とした。

ホ 法学部学生会の場合も、昭和 43 年度執行部にはそれ以前のはうとほした執行部に対しては一切の責を負わないと判断されるので 41、42 年度は監査対象からはずした。なほ、中執振替金は中執会計として被し、法学生会は昭和 44 年度ま 3、4 次予算から昭和 44 年度までを監査した。

ヘ 工学部学生会は学生委員会において監査された。会計報告書が其物にあづいて作成されていないため監査に注意を要する。以降会計処理は現物にもとづき作成されなければならない。

ト 理学部については提出されない年度があり、学生委員会で承認されればよいとの認識をあらため、学生大会によつて始めて会計報告の正統性が確認されることを確認する必要がある。

チ 今後は、物品の調達使用の調査は、監査監査としては、せひとも必要であるだろうし、出金における不審または不明な点は直接領収書発行先に出向いて、審査するという方法を講じなければいけないとおもわれる。学生会財政で不審、不明がないうように日常的に活動していくかなければならぬとおもわれる。

遺漏について

以上本会計監査を総括してみると、本回は特種な場合はあると云ふことを前提にしながらも、今まであまりにも会計監査監査の存在が無視されて学生会、有団連者個々の監査が行なわれたとおもわれる。これに対して強い不満を叫らかにするものである。したがつて本回はやむをえないものとして全体を承認したが、今後はかかる形態が一切認められないものとして確立されなければならない。学生会は学生会会計監査規約を当然じゅん守することとしなが

ら、本年度会はただちに会計監査規約を復活させ、本学生大会にその最高責任をよりより最高の努力をすることが学生自治の決定的義であることを確立されるであろう。

このことは当然本監査の後の監査姿にも当然受けがれるべきであると考える。

このことと相反した場合は団体の予算配分の停止をうけるである。

（監査規約によると学生会中執会議で協議することとして表現されているのが、当然会計監査委員の意見が強くじゅん守されるものである。

昭和 41、42、43、44 年度学生会会計監査委員会

委員長 痞本